

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人アットリンク奈良
団体所在地	奈良県生駒市あすか野北3丁目6番11号
活動の開始年月	2019年 4月
法人格	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> 申請中 <input type="radio"/> なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	2021年10月15日 所轄：奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 <input checked="" type="radio"/> 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 <input checked="" type="radio"/> 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 <input checked="" type="radio"/> 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ( )
主な活動対象地域	奈良県全域
現在の活動内容	性暴力被害者へ電話やメール相談の他、トラウマケアカウンセリングなど回復に向けた様々な支援を提供し、また性暴力に関する講座や講演会を開催し啓発活動を行っています。 誰もが安心して暮らせる性暴力のない社会をめざすとともに、性暴力被害者だけでなく、様々な原因で生き辛さを抱えた人の心の居場所の提供を事業の一つとして、地域社会に広く貢献することを目的とし活動しています。 個人会員数 24人；団体会員 2団体；専従職員 2人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	電話相談 (受付日数 210日 119件) メール相談 (受付日数 304日 65件) 面接相談 (受付日数 210日 2件) いずれも 2022年6月～2023年3月までの延べ件数 市民生活協同組合ならコープ様と協働で居場所事業「アットリンクカフェ」を年8回開催、その他詳細は添付資料参照
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	性暴力は被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害です。被害に遭った人はそれまでの日常生活が一変し、恐怖や屈辱、混乱といった様々な辛いトラウマを、長期にわたって抱えることを余儀なくされます。当法人の相談件数も増加の一途をたどっています。2024年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され当法人では、性暴力の被害に遭われた方の包括的な支援と、様々な原因で生き辛さを抱えた女性の為の居場所事業に加え、奈良県には数少ない民間のDVや性暴力、性虐待などの被害者が一時的に避難できるシェルター運営を検討しています。皆様からのご支援は、当法人の性暴力被害者支援の強化のために大切に活用させていただきます。皆様からのご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(様式第3号)

令和 5年 11月 8日現在

### 団 体 役 員 名 簿

団体名：特定非営利活動法人

アットリンク奈良

役 職 名	氏 名	住 所
理事	竹谷栄美	[Redacted]
理事	坂上朋子	
理事	田中佐和子	
理事	中村三千代	
理事	米田風夏	
理事	村上朱美	
監事	竹谷紀代子	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

# 特定非営利活動法人アットリンク奈良 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この法人を、特定非営利活動法人アットリンク奈良 と称する。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を奈良県生駒市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

この法人は、性暴力被害者によりよい支援を提供し、誰もが安心して暮らすことのできる性暴力のない社会を確立するとともに、生き辛さを抱えた人の居場所作りや、地域への啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 第5条 (事業)

この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 性暴力被害者への直接支援事業
  - ② 性暴力被害者支援員の養成研修に関する事業
  - ③ 性暴力に関する予防啓発事業
  - ④ 関係団体との交流及び連携事業
  - ⑤ 性暴力被害者の自助組織の支援事業
  - ⑥ 性暴力に関するセミナー及び講演会への講師派遣事業
  - ⑦ 性暴力被害者の自立支援事業
- (2) その他事業
  - ① 物品販売事業
  - ② 各種セラピー及びカウンセリング事業
  - ③ 心身の健康向上に関するイベント、講座等の企画、運営及び開催事業
2. その他事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。



### 第3章 会員

#### 第6条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

#### 第7条 (入会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条 (入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第10条 (退会)

会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### 第11条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### 第12条 (抛出金品の不返還)

既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### 第13条 (種別及び定数)

この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。

#### 第14条 (選任等)

理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選とする。



3. 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### 第15条(職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。
3. 理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### 第16条(任期等)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第17条(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第18条(解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第19条(報酬等)

役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受け取る者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第20条(職員)

この法人に事務局長その他職員を置くことができる。



2. 事務局長その他の職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

### 第21条(種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### 第22条(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

### 第23条(権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- 1 定款の変更
- 2 解散
- 3 合併
- 4 事業報告及び活動決算
- 5 役員の選任又は解任及び報酬
- 6 入会金及び会費の額
- 7 監事の職務
- 8 事務局の組織及び運営
- 9 その他運営に関する重要事項

### 第24条(開催)

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

### 第25条(招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### 第26条(議長)

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

### 第27条(定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### 第28条(議決)

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。



3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### 第29条(表決権等)

各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第50条の規定の適用については、出席したものとみなす。
3. 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### 第30条(議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

### 第6章 理事会

#### 第31条(構成)

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第32条(権能)

理事会は、この定款に別に定めるものの他、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 会員の除名
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項



### 第33条(開催)

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

### 第34条(招集)

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### 第35条(議長)

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 第36条(議決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第37条(表決権等)

各理事の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において、第36条第2項及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
3. 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

### 第38条(議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面又は電磁的表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計等

### 第39条(資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費





- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他収益

#### 第40条(資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

#### 第41条(資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第42条(会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第43条(会計の区分)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

#### 第44条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第45条(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し理事会の議決を経なければならない。

#### 第46条(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2. 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

#### 第47条(予算の追加及び更正)

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第48条(事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第49条(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### 第50条(定款の変更)

この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の2分の1以上の多数による議



決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

#### 第51条(解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第52条(残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### 第53条(合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告

#### 第54条(公告の方法)

この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### 第55条(施行細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。



附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	竹 谷 栄 美
理 事	村 上 朱 美
理 事	坂 上 朋 子
理 事	中 村 三 千 代
理 事	米 田 風 夏
理 事	田 中 佐 和 子
監 事	奥 紀 代 子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正 会 員 入会金 0円、年会費 3,000円
  - (2) 賛助会員 入会金 0円、年会費 個人一口3,000円 団体一口10,000円
7. この法人の設立当初の主たる事務所は、奈良県生駒市あすか野北3丁目6番11号に置く。



令和4年度事業報告書

令和4年4月1日 から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 アットリンク奈良

1 事業の成果

今年度は、事業開始2年目となり、活動としては主に昨年度申請し採択された助成金事業（毎日新聞、LUSH、コープ共済、麒麟福祉財団）を実施した。また同年6月に相談拠点を開設し、性暴力被害者への相談支援事業を開始した。その他に協働団体や自治体から講師依頼があった。それ以外の事業については実施はしていない。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
1 性暴力被害者への直接支援事業	2 電話相談・面談	R4.6開始(不定期) 210日	At Link House	3人	119件	13
	3 メール相談	304日	At Link House	3人	65件	
	4 付添支援	実施なし				
②性暴力被害者支援員の養成研修に関する事業	1 性暴力被害者支援員養成講座	実施なし		0人		0
	2 事例検討会ワークショップ、ロールプレイ、専門研修、スーパーバイズ研修					0
3 性暴力に関する予防啓発事業	1 各種団体における講演	1.R4.4.24 R4.11.20 R5.3.5	奈良文化会館、女性センター、はぐくみセンター	各6人		150
	2 相談案内リーフレット等の作成			3人	不特定多数	443

	3 フラワーデモによる啓発活動	月1回 (4月～3月)	J R奈良駅 旧駅舎横	2人	不特定多数	3
4 関係団体との交流及び連携事業	1 連携医療機関や警察、弁護士との、情報共有や問題事案解決のための会合	実施なし		0人		0
	2 性暴力救援センター全国連絡会議	実施なし		0人		0
5 性暴力被害者の自助組織の支援事業	グループの定期開催	実施なし		0人		0
6 性暴力に関するセミナー及び講演会への講師派遣事業	性暴力に関するセミナーや講演会への講師派遣	11月20日	市民生活協同組合なら	1人	20人	266
		3月3日	コープ桜井市役所	1人	30人	
7 性暴力被害者の自立支援事業	被害当事者の居場所コミュニティカフェ開催	月1回 (4月～3月)	At Link House	3人	77人	288

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額 (千円)
物品販売事業	心身の健康増進に有効であると考えられる商品の販売（委託販売を含む）	実施なし			0
各種セラピー及びカウンセリング事業	心理カウンセリング、キャリアカウンセリング、カラーセラピー、フラワーエッセンスセラピー、アートセラピー、アロマセラピー、ヒプノセラピー、NLP、タイムラインセラピー®、レイキヒーリングセラピー等	実施なし			0

心身の健康向上に関するイベント、講座等の企画、運営及び開催事業	各種セラピーに関わるイベントや講座 食に関するイベントや講座 心身を整えるためのヨガ等の健康イベントや講座	実施なし			0
---------------------------------	---	------	--	--	---

令和4年度 活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 アットリンク奈良

(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	30,000	30,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	168,603	168,603
3 受取助成金等		
受取民間助成金	1,048,070	1,048,070
4 事業収益		
特定非営利活動に係る事業	12,506	12,506
5 その他収益		
受取利息	2	2
雑収益		
経常収益計		1,259,181
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		
人件費	48,000	
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		48,000
(2) その他経費		
諸謝金	516,100	
印刷費	102,160	
通信費	15,577	
材料費	8,305	
水道光熱費	0	
旅費交通費	34,100	
広告宣伝費	281,580	
接待交際費	0	
会議費	0	
事務用品費	4,364	
消耗品費	68,553	
備品	42,282	
地代家賃	0	
賃借料	17,000	
保険料	2,100	
支払手数料	970	
雑費	22,000	
その他経費計		1,115,091
事業費計		1,163,091
2 管理費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	

人件費計		0	
(2) その他経費			
印刷費	4,390		
通信費	155,940		
材料費	0		
水道光熱費	48,831		
旅費交通費	5,510		
広告宣伝費	5,000		
接待交際費	5,967		
会議費	19,456		
事務用品費	0		
消耗品費	32,877		
備品	16,852		
地代家賃	381,100		
賃借料	9,100		
保険料	14,400		
支払手数料	37,140		
雑費	1,938		
その他経費計		738,501	
管理費計			738,501
経常費用計			1,901,592
当期正味財産増減額			(642,411)
前期繰越正味財産額			421,301
次期繰越正味財産額			(221,110)

※ 今年度はその他の事業を実施していません。



令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人 アットリンク奈良  
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	306		
普通預金	294,769		
流動資産合計		295,075	
2 固定資産			
工具器具備品	776,381		
敷金	28,000		
固定資産合計		804,381	
資産合計			1,099,456
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	1,320,566		
流動負債合計		1,320,566	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			1,320,566
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		421,301	
当期正味財産増減額		642,411	
正味財産合計			-221,110
負債及び正味財産合計			1,099,456

材料費		8,305	8,305		8,305
広告宣伝費		281,680	281,680	4,900	286,580
会議費	0	0	0	19,456	19,456
水道光熱費		34,182	34,182	14,649	48,831
接待交際費			0	5,967	5,967
備品		52,393	52,393	6,741	59,134
事務消耗品費		72,967	72,967	32,827	105,794
地代家賃		342,990	342,990	38,110	381,100
賃借料		26,100	26,100	0	26,100
保険料		16,500	16,500	0	16,500
支払手数料		970	970	37,140	38,110
その他経費計		22,000	22,000	1,938	23,938
経常費用計	0	1,669,780	1,669,780	183,812	1,901,592
前期繰越正味財産額					421,301
当期経常増減額	0	△ 410,601	△ 410,601	△ 183,810	△ 221,110

3 施設の提供等の物的サービスの受入れの内訳

該当事項はありません

内 容	金 額	算 定 方 法

4 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

該当事項はありません。

内 容	金 額	算 定 方 法

5 使途等が制約された寄付等の内訳

該当事項はありません。

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
A事業					
B事業					
合 計					

6

## 固定資産の増減内訳

該当事項はありません。

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
無形固定資産						
投資その他の資産						
合計						

7

## 借入金の増減内訳

該当事項あり。

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
短期借入金		1,320,566		1,320,566
長期借入金				
合計		1,320,566		1,320,566

8

## 役員及びその近親者との取引の内容

該当事項はありません。

(単位:円)

科目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書) 受取寄付金		

令和4年度 財産目録

R5年 3月 31日現在

特定非営利活動法人 アットリンク奈良

(単位：円)

科目	金額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	306	
普通預金	294,769	
流動資産合計		295,075
2. 固定資産		
工具器具備品	776,381	
敷金	28,000	
固定資産合計		804,381
資産合計		1,099,456
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
短期借入金	1,320,566	
流動負債合計		1,320,566
2. 固定負債		
長期借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		1,320,566
<b>III 正味財産の部</b>		
前期繰越正味財産		421,301
当期正味財産減少額		642,411
正味財産合計		-221,110
負債及び賞味財産合計		1,099,456

## 計算書類の注記

特定非営利活動法人アットリンク奈良

1 重要な会計方針  
計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2011年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によつてい  
ます。

(1) 固定資産の減価償却の方法

当該固定資産の取得はありません。

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスを受入れは、ありません。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供もありません。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によつています。

2 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

科 目	その他事業	非営利活動 事業	事業部門計	管理部門	合計
I					
受取会費	0	30,000	30,000		30,000
受取寄付金	0	168,603	168,603		168,603
受取助成金等	0	1,048,070	1,048,070	0	1,048,070
事業収入	0	12,506	12,506	0	12,506
その他収益	0	0	0	2	2
経常収益計	0	1,259,179	1,259,179	2	1,259,181
II					0
(1) 人件費					0
人件費	0	48,000	48,000	0	48,000
人件費計	0	48,000	48,000	0	48,000
(2) その他経費					0
諸謝金		516,100	516,100		516,100
印刷費		102,160	102,160	4,390	106,550
通信費		155,923	155,923	15,594	171,517
旅費交通費		37,510	37,510	2,100	39,610